



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

○衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

福 祉 保 健 課

◎ 告 示

- ・保安林の指定
- ・保安林の指定の予定
- ・保安林の指定施業要件の変更の予定
- ・道路の供用開始（2件）

林 政 課

//

//

道 路 維 持 課

◎ 公 告

- ・開発行為に関する工事完了

建 築 課

規 則

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第4号

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

衛生事務に関する権限委任規則（昭和26年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。 (1)～(151)の51 略 (大麻草の栽培の規制に関する法律関係) (151)の52 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定による <u>第一種大麻草採取栽培者</u> の免許の申請の受理に関すること。 (151)の53 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項、第7条第3項から第5項、第12条、第12条の2第1項、 <u>第12条の7第1項及び第3項並びに第12条の8第3項</u> の規定による申請、届出及び返納の受理に関すること。 (151)の54～(176) 略	第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。 (1)～(151)の51 略 (大麻草の栽培の規制に関する法律関係) (151)の52 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定による <u>大麻草採取栽培者</u> の免許の申請の受理に関すること。 (151)の53 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項、第7条第3項から第5項、第12条、第12条の2第1項、 <u>第12条の4第1項及び第3項並びに第12条の5第2項</u> の規定による申請、届出及び返納の受理に関すること。 (151)の54～(176) 略

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和7年2月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

対馬市上対馬町豊字西在所1231・1235の3・1235の5・1235の6・1235の10・1235の14・1241（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、1235の4、1235の7から1235の9まで、1235の11、1235の12、1235の15、1235の17、1237、1258の1、1259の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和7年2月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林予定森林の所在場所

対馬市豊玉町横浦字新横浦384の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字新横浦384の2（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けた。

令和7年2月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長崎市上戸町4丁目（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市小佐々町楠泊1821番9地先から 佐世保市小佐々町楠泊1821番21地先まで	令和7年2月25日

長崎県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	西海市西海町中浦南郷字石内642番6地先から 西海市西海町中浦南郷字石内642番3地先まで	令和7年2月25日

公 告**開発行為に関する工事完了（公告）**

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和7年2月25日

長崎県知事 大石 賢吾

許可日及び番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
当初許可 令和4年3月2日 長崎県指令 3都第1252号	長崎県北松浦郡佐々町本田原免字沖田116番4の一部、 125番3、142番1の一部、並びに北松浦郡佐々町本田 原免字新開147番1の一部、 147番2の一部、147番3、149番1、149番3、153番3 の一部、153番12の一部及び里道・水路（1工区）	長崎県北松浦郡佐々町本田原免168番地2 佐々町長 古庄 剛

変更許可（第1回） 令和 4 年 6 月 27 日		
変更許可（第2回） 令和 5 年 1 月 11 日		
変更許可（第3回） 令和 7 年 1 月 8 日		

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通（八二四）
二二二四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイックプリント
寺田宏弥